(e)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、任期中、パプアニューギニア独立国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　ＪＩＣＡ駐在員及びＪＩＣＡ職員に対し、身分証明書並びにＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　ＪＩＣＡ駐在員及びＪＩＣＡ職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)

(a)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　(a)及び(b)に規定する自動車の登録を容易にすること。

(d)　ＪＩＣＡ事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後パプアニューギニア独立国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

4　パプアニューギニア独立国政府は、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族並びにＪＩＣＡ事務所に対し、パプアニューギニア独立国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

パプアニューギニア独立国政府は、パプアニューギニア独立国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

1　この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するパプアニューギニア独立国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにパプアニューギニア独立国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十三条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　松本盛雄
パプアニューギニア独立国政府のために
　リムピンク・パト

○外務省告示第三百八十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十七年十月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成27年10月13日	2013年9月27日	MT1831577

○国税庁告示第十六号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の七第一項の規定に基づき、同法第三十四条の四第一項の規定に基づく「株式会社ココストアウエスト」及び「株式会社ココストア　イースト」の納付受託者の指定を取り消したので、同法第三十四条の七第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十八日

国税庁長官　中原　広

○国税庁告示第十七号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十八日

国税庁長官　中原　広

東京国税局の項中「千代田区大手町一丁目三番三号」を「中央区築地五丁目三番一号」に改め、前橋税務署の項中「表町二丁目十六番七号」を「大手町二丁目三番一号」に改め、新潟税務署の項中「営所通二番町六百九十二番地の五」を「西大畑町五千百九十一番地」に改める。

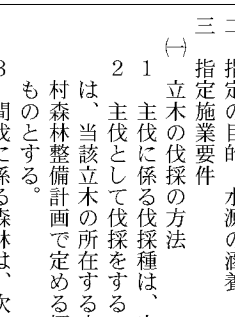
○農林水産省告示第二千四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村三ツ又字里うず一二七から一二九まで・一二八の一・字龍頭一四九の五・一四九の六・一四九の八から一四九の一二まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）



二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字大沢字若川内二八六の二、字若川内上平三一八、三二〇、三二三、三二四の一、字深作一九一八、一九一九、一九二五、一九二六、字宮ノ脇三三七の一、三四〇、三四七、三五一、三五三、字深作口一九二七、字宮ノ脇上平一九二八、字宮ノ脇上一九二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）